

成田市水道事業施設更新計画

令和元年 6月

成田市水道部

■成田市水道施設更新計画 目次

第1章 成田市水道事業施設更新計画の骨子.....	1
1.1 成田市水道事業施設更新計画策定の目的	1
1.2 成田市水道事業施設更新計画の位置付け	1
1.3 計画期間	2
第2章 水道施設の現状評価と課題.....	3
2.1 成田市における水道施設の概況	3
2.2 水道施設の概要	4
2.3 施設の現状評価と課題	12
2.4 管路の現状評価と課題	18
第3章 更新計画の立案【施設】.....	31
3.1 前提条件	31
3.2 課題解決に向けた整備の方向性	31
3.3 更新整備計画	35
第4章 更新計画の立案【管路】.....	44
4.1 前提条件	44
4.2 管種の評価	44
4.3 管路更新計画	58
4.4 目標耐震化率	82
第5章 事業計画.....	84
5.1 事業スケジュール	84
5.2 事業実施による効果	92
第6章 財政計画.....	94
6.1 財政計画の基本条件	94
6.2 財政計画（収支計画）の策定	95
第7章 フォローアップ.....	106
用語解説.....	107

成田市水道事業施設更新計画で使用する事業の名称は次のとおりです。

- 市営水道・・・水道事業及び簡易水道事業を合わせた名称
- 水道事業・・・旧成田市の全域を給水区域[※]とする水道事業（県営水道[※]区域を除く）
 - ◆水道法において、「水道事業」とは、一般の需要に応じて水道によって水を供給する給水人口 101 人以上の事業とされている。
- 簡易水道事業・・・下総地区簡易水道事業及び大栄地区簡易水道事業を合わせた名称
 - ◆水道法において、「簡易水道事業」とは、給水人口 101 人以上、5,000 人以下の水道事業とされている。
- 下総地区簡易水道事業・・・2004（平成 16）年度に、滑川・高岡地区簡易水道事業として創設認可を受けた、現在の四谷、冬父、中里、小野、新川の全域及び猿山、滑川、西大須賀、名木、高岡、大和田、高の一部を給水区域[※]とする成田市営の簡易水道事業
- 大栄地区簡易水道事業・・・2000（平成 12）年度に、伊能・桜田地区簡易水道事業として創設認可を受けた、現在の所、浅間の全域及び伊能、堀籠、村田、桜田、南敷、東ノ台の一部を給水区域[※]とする成田市営の簡易水道事業

本文中で「※」を付した用語については巻末に解説を示しています。